

介護保険事業に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止対策等の徹底について(マニュアル)

令和4年5月10日改訂

目 次

入所施設・居住系サービス

- 1. 感染防止に向けた取組 … 1
- 2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組 … 4

通所・短期入所等サービス

- 1. 感染防止に向けた取組 … 9
- 2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組 … 12

居宅訪問サービス

- 1. 感染防止に向けた取組 … 15
- 2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組 … 17

連絡先（電話番号） … 21

参考資料等 … 22

令和2年4月28日 作成  
令和4年5月10日 改訂

利用者の状況に応じた対応について【介護老人福祉施設・介護老人保健施設・グループホーム・有料老人ホーム等】（入所施設・居住系サービス）

## 1. 感染防止に向けた取組

(1) 施設等における取組	<p><b>(感染症対策の再徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意すること。</li> <li>○ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。</li> <li>○ 無症候又は症状の明確でない者から感染が広がる可能性があり、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）、外出の際の常日頃からのマスク着用、咳エチケット、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、地域における状況（緊急事態宣言が出されているか否かや、県市の情報を参考にすること）も踏まえて、予防に取り組むこと。</li> <li>○ 介護保険施設においては、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催等により、感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や各施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針に基づく取組の再徹底を行うこと。</li> <li>○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めること。</li> <li>○ 感染者が発生した場合に保健所（各区保健センター）への円滑な協力が可能となるよう、症状出現 2 日前からの接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近 2 週間の勤務表、施設内に出入りした者等の記録を準備しておくこと。</li> <li>○ 入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所（各区保健センター）に報告して指示を求めること。また、最新情報を収集し、職員等に情報提供すること。</li> <li>○ 厚生労働省で開発を進め令和 2 年 6 月 19 日付でリリースされた「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA: COVID-19 Contact-Confirming Application）」の活用について、職員に周知を行うこと。面会者、業者等の施設内に入出入りする者にも周知を行うことが望ましい。<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html</a></li> </ul> <p><b>(面会)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 面会については、面会者からの感染を防ぐことと家族のつながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討すること。</li> <li>○ 具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断すること。</li> <li>○ 面会の実施方法を判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合は、対面での面会の実施を検討すること。</li> </ul>

- なお、入所者や面会者がワクチンを接種していないことを理由に不当な扱いを受けることがないように留意し、ワクチンを接種していない入所者や面会者も交流が図れるよう検討すること。
- 対面での面会を制限せざるを得ない場合には、「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）、「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和2年5月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等も参考に、引き続きオンラインでの実施を検討すること。
- 面会を実施する場合は、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合であっても、以下に記載の感染防止対策を行った上で実施すべきであること。
- 面会の実施方法については、各施設において取り決めた上で、入所者や家族等に対して丁寧に説明し、理解を得られるように努めること。
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族のQOLを考慮して、対応を検討すること。

#### （面会を実施する場合の感染防止対策）

- 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
- 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。また、面会者が面会后、一定期間（少なくとも2日）以内に、発症もしくは感染していたことが明らかになった場合には、施設にも連絡をするよう面会者に依頼すること。
- 面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。
  - ・ 濃厚接触者でないこと
  - ・ 同居家族や身近な方に、発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
  - ・ 過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
  - ・ 過去2週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
  - ・ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
  - ・ 人数を必要最小限とすること。
- 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
- 一定の距離を確保するなど、面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
- 面会時には、換気を十分に行うこと。
- 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者は、施設内のトイレの使用を必要最小限とすること。
- 面会后は、使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。

	<p>○ ワクチン接種後にも新型コロナウイルスに感染することがあることや、検査結果が陰性でも感染している可能性を否定しているものではないことを踏まえ、ワクチン接種者も含め、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を引き続き徹底するとともに、各施設においては、引き続きクラスターの発生に対する警戒を怠らないこと。</p> <p><b>(外出)</b></p> <p>○ 入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは制限すべきではなく、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。</p> <p>○ 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響を考慮して、対応を検討すること。なお、外出の際は、基本的な感染対策を徹底すること。</p> <p><b>(施設への立ち入り)</b></p> <p>○ 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱や咳などの呼吸器症状等が認められる場合には入館を断ること。</p> <p>○ 業者等の施設内に入入りした者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に保健所（各区保健センター）への協力が可能となるよう記録しておくこと。</p> <p>○ 委託業者等が施設内に立ち入る場合は、マスク着用と手指消毒を実施すること。</p>
(2) 職員の取組	<p><b>(感染症対策の再徹底)</b></p> <p>○ 職員及び関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。</p> <p>○ 職員、利用者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、対策を徹底すること。</p> <p>○ なお、マスクの着用については、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等は不適切な状態であるため注意すること。</p> <p>○ 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。</p> <p>    該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。</p> <p>    ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員、調理員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等含むものとする。</p> <p>○ 発熱や呼吸器症状等により感染が疑われる職員等については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（神戸市ホームページより）」（7 ページ）を参考に、適切に対応すること。</p>

	<p>○ 職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること。</p> <p>○ 職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つこと。</p>
(3) リハビリテーション等の実施の際の留意点	<p>○ 社会福祉施設等においては、利用者の廃用症候群防止や ADL 維持等の観点から、一定のリハビリテーション又は機能訓練や活動を行うことは重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があることから、リハビリテーション等共有スペースで実施する場合は、以下に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リハビリテーション等の実施に当たっては、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。</li> <li>・ 定期的に換気を行う。</li> <li>・ 利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。</li> <li>・ 声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。</li> <li>・ 清掃を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒を行う。</li> <li>・ 職員、利用者ともに手指衛生の励行を徹底する。</li> </ul>

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

(感染が疑われる者が発生した場合)

	定義	(1)情報共有・報告等	(2)消毒・清掃等	(3)保健所（各区保健センター）の調査への協力等	(4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
<b>感染が疑われる者</b>	<p>施設等が判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある方、②高齢者や基礎疾患のある重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状のある方、③上記以外でも、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合</li> </ul> <p>*症状には個人差がありますので、強い症状と思う方はすぐに相談してください。 *解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。 ※PCR等陽性診断が確定前の者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者等が発生した場合、協力医療機関（嘱託医含む）、地域で身近な医療機関に電話連絡し、指示を受ける。協力医療機関等がない場合は、「新型コロナウイルス専用健康相談窓口（078-322-6250）」に電話連絡し、指示を受ける。</li> <li>速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有する。</li> <li>速やかに監査指導部、家族に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃する。</li> <li>手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等する。</li> <li>保健所（各区保健センター）の指示がある場合は指示に従う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定に協力するため、可能な限り利用者の名簿、ケア記録（検温結果等）、職員の名簿及び勤務表（検温結果等）、面会者のリスト等をすぐに提出できるように準備しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力医療機関や地域で身近な医療機関、「新型コロナウイルス専用健康相談窓口（078-322-6250）」に電話連絡し、指示を受ける。</li> </ul>	
<b>(感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者)</b>	<p>施設等が特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「感染が疑われる者」と同室・長時間接触。</li> <li>適切な防護無しに「感染が疑われる者」を診察、看護、介護。</li> <li>「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触。</li> <li>手で触れることの出来る</li> </ul>	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、「新型コロナウイルス専用健康相談窓口（078-322-6250）」に電話連絡し、相談する。</li> <li>職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等を踏まえ対応する。</li> <li>※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（7ページ参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として個室に移動。個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室に。個室管理ができない場合、マスク着用、ベッド間隔を2m以上あける等の対応。部屋を出る場合はマスクを着用し、手指衛生を徹底。</li> <li>可能な限りその他利用者とは担当職員を分けて対応。</li> </ul>

	<p>距離で必要な感染予防策なしで、「感染が疑われる者」と15分以上の接触。</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱等の症状がない場合は、保健所（各区保健センター）と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアに当たっては、部屋の換気を十分に実施。</li> <li>・職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用。飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル等を着用。</li> <li>・体温計等の器具は、可能な限り専用にする。</li> <li>・ケアの開始時と終了時に、石けんと流水による手洗い等による手指消毒を実施。手指消毒の前に顔を触らないように注意。「1ケア1手洗い」等が基本。</li> <li>・有症状者については、リハビリテーション等は実施しない。無症状者については、手指消毒を徹底した上で、職員は使い捨て手袋とマスクを着用し個室等において、実施も可能。</li> </ul> <p>※保健所（各区保健センター）と相談の上、対応。  ※個別ケア等実施時の留意点は別添（8ページ）のとおり。</p>
--	--	--	--	--	---	--



(感染した者が発生した場合)

	定義	(1)情報共有・報告等	(2)消毒・清掃等	(3)保健所（各区保健センター）の調査への協力等	(4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
<b>感染者</b>	<p>医療機関が特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR等陽性の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等（利用者・職員）に発生した場合、速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有する。</li> <li>・速やかに監査指導部、家族等に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃する。</li> <li>・手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等する。</li> <li>・保健所（各区保健センター）の指示がある場合は指示に従う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等に発生した場合、保健所（各区保健センター）の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力する。</li> <li>・可能な限り名簿、ケア記録（検温結果等）、職員の名簿及び勤務表（検温結果等）、面会者のリスト等の情報を速やかに提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則入院する。（症状等によっては保健所（各区保健センター）の判断に従う）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則入院する。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については、症状等によっては自治体の判断。</li> </ul>
<b>濃厚接触者</b>	<p>保健所（各区保健センター）が特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者と同室・長時間接触。</li> <li>・適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護。</li> <li>・感染者の気道分泌液等に直接接触。</li> <li>・手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触。</li> </ul>	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機を行い、保健所（各区保健センター）の指示に従う。</li> <li>・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無も踏まえ、保健所（各区保健センター）の指示に従う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として個室に移動。個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室に。個室管理ができない場合、マスク着用、ベッド間隔を2m以上あける等の対応。部屋を出る場合はマスクを着用し、手指衛生を徹底。</li> <li>・可能な限りその他利用者と担当職員を分けて対応。</li> <li>・ケアに当たっては、部屋の換気を十分に実施。</li> <li>・職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用。飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル等を着用。</li> <li>・体温計等の器具は、可能な限り専用に。</li> <li>・ケアの開始時と終了時に、石けんと流水による手洗い等による手指消毒を実施。手指消毒の前に顔を触らないように注意。「1ケア1手洗い」等が基本。</li> <li>・有症状者については、リハビリテーション等は実施しない。無症状者については、手指消毒を徹底した上で、職員は使い捨て手袋とマスクを着用し個室等において、実施も可能。</li> <li>※保健所（各区保健センター）と相談の上、対応。</li> <li>※個別ケア等実施時の留意点は別添（8ページ）のとおり。</li> </ul>

※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年4月20日暫定版）」により濃厚接触者の定義に変更あり。

- 「濃厚接触者」とは、「感染者」（上記要領における患者（確定例）をいう。以下同じ。）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。
  - ・「感染者」と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
  - ・適切な感染防護無しに「感染者」を診察、看護若しくは介護していた者
  - ・「感染者」の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
  - ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「感染者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（神戸市ホームページより）

### 1. 相談・受診前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

### 2. 新型コロナウイルス専用健康相談窓口にご相談いただく目安

- 以下の場合、「新型コロナウイルス専用健康相談窓口（078-322-6250）」に電話連絡し、相談してください。

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある方、
- ②高齢者や基礎疾患のある重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状のある方、
- ③上記以外でも、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合

\*症状には個人差がありますので、強い症状と思う方はすぐに相談してください。

\*解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

※に該当する方は下記の通りです。

- ・高齢者
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

これらの方々は、重症化しやすいため、風邪症状のある方は、相談して下さい。

なお、妊婦の方も、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めの相談をお願いします。小児については、小児科医による診察が望ましく、新型コロナウイルス専用健康相談窓口か、かかりつけ小児科医に電話でご相談ください。検査については医師が個別に判断します。

### 3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 「新型コロナウイルス専用健康相談窓口」から受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

## &lt;個別のケア等の実施に当たっての留意点&gt;

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意する。

## (i) 食事の介助等

- ・食事介助は、原則として個室で行う。
- ・食事前に利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用する。
- ・まな板、ふきは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄する。

## (ii) 排泄の介助等

- ・使用するトイレの空間は分ける。
- ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用する。
- ・使用済みおむつ等の廃棄物の処理に当たっては感染防止対策を講じる。(注)

※ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。(使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理する。)

## (iii) 清潔・入浴の介助等

- ・介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機(80°C10分間)で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥させる。
- ・個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。その際も、必要な清掃等を実施する。

## (iv) リネン・衣類の洗濯等

- ・当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者と必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機(80°C10分間)で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥させる。
- ・当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のごみの処理は、ビニール袋に入れるなどの感染防止対策を講じる。(注)

(注) 社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)のうち介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設等において生じた使用済みおむつ及びティッシュ等については感染性廃棄物として処理を行うことが必要。それ以外の施設において生じた廃棄物は、感染性廃棄物には当たらないが、当該施設内や廃棄物処理業者の従業員への感染防止の観点から、ごみに直接触れない、ごみ袋等に入れて封をして排出する、捨てた後は手を洗う等の感染防止策を実施するなどして適切な処理を行うことが必要。

利用者の状況に応じた対応について【通所介護（デイサービス）等】（通所・短期入所等サービス）

1. 感染防止に向けた取組

<p>(1) 施設等における取組</p>	<p><b>(感染症対策の再徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行うこと。</li> <li>○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めること。</li> <li>○ 感染者が発生した場合に保健所（各区保健センター）への円滑な協力が可能となるよう、症状出現 2 日前からの接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近 2 週間の勤務表、施設内に入出入りした者等の記録を準備しておくこと。</li> <li>○ 入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所（各区保健センター）に報告して指示を求めること。また、最新情報を収集し、職員等に情報提供すること。</li> <li>○ 厚生労働省で開発を進め令和 2 年 6 月 19 日付でリリースされた「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA : COVID-19 Contact-Confirming Application）」の活用について、職員に周知を行うこと。業者等の施設内に入出入りする者にも周知を行うことが望ましい。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html</a></li> </ul> <p><b>(面会、外出)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 面会、外出に関しては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。</li> </ul> <p><b>(施設への立ち入り)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。</li> <li>○ 業者等の施設内に入出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に保健所（各区保健センター）への協力が可能となるよう記録しておくこと。</li> </ul>
<p>(2) 職員の取組</p>	<p><b>(感染対策の再徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員及び関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。</li> <li>○ 職員、利用者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、対策を徹底すること。</li> <li>○ なお、マスクの着用については、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等は不適切な状態であるため注意すること。</li> </ul>

	<p>○ 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。</p> <p>該当する職員については、管理者等に報告し、確実な把握を行うよう努めること。</p> <p>ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等含むものとする。</p> <p>○ 発熱や呼吸器症状等により感染が疑われる職員等については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（神戸市ホームページより）」（7ページ）を参考に、適切に対応すること。</p> <p>○ 職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けるようにすること。</p> <p>○ 職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つこと。</p>
(3) ケア等の実施時の取組	<p><b>(基本的な事項)</b></p> <p>○ 感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があること等から、以下に留意し実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。</li> <li>・ 定期的に換気を行う。</li> <li>・ 互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ等、利用者同士の距離について配慮する。</li> <li>・ 声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。</li> <li>・ 清掃を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒を行う。</li> <li>・ 職員、利用者ともに手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底する。</li> </ul> <p><b>(送迎時等の対応等)</b></p> <p>○ 社会福祉施設等の送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。</p> <p>○ 過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。</p> <p>○ 送迎時には、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）の消毒を行う。</p> <p>○ 発熱により利用を断った利用者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。</p>

○社会福祉施設等においては、市や保健所（各区保健センター）と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努めるものとする。

**(リハビリテーション等の実施の際の留意点)**

○社会福祉施設等においては、利用者の廃用症候群防止や ADL 維持等の観点から、一定のリハビリテーション又は機能訓練や活動を行うことは重要である一方、感染拡大防止の観点から、基本的事項における「3つの密」を避ける取組を踏まえ実施すること。

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組  
(感染が疑われる者が発生した場合)

	定義	(1)情報共有・報告等	(2)消毒・清掃等	(3)保健所（各区保健センター）の調査への協力等	(4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感染が疑われる者	<p>施設等が判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある方、②高齢者や基礎疾患のある重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状のある方、③上記以外でも、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合</li> </ul> <p>*症状には個人差がありますので、強い症状と思う方はすぐに相談してください。 *解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。 ※PCR等陽性等診断が確定前の者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者等に発生した場合、協力医療機関、地域で身近な医療機関に電話連絡し、指示を受ける。協力医療機関等がない場合は、「新型コロナウイルス専用健康相談窓口（078-322-6250）」に電話連絡し、指示を受ける。</li> <li>速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有する。</li> <li>速やかに監査指導部、家族等に報告する。</li> <li>地域で身近な医療機関及び居宅介護支援事業所に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃する。</li> <li>手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等する。</li> <li>保健所の指示がある場合は指示に従う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定に協力するため、可能な限り利用者の名簿、ケア記録（検温結果等）、職員の名簿及び勤務表（検温結果等）、面会者のリスト等をすぐに提出できるように準備しておく。</li> <li>特定した利用者について居宅介護支援事業所に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主治医や地域で身近な医療機関、「新型コロナウイルス専用健康相談窓口（078-322-6250）」に電話連絡し、指示を受ける。</li> </ul>	
(感染が疑われる者との)濃厚接触が疑われる者	<p>施設等が特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「感染が疑われる者」と同室・長時間接触。</li> <li>適切な防護無しに「感染が疑われる者」を診察、看護、介護。</li> <li>「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触。</li> </ul>	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、「新型コロナウイルス専用健康相談窓口（078-322-6250）」に電話連絡し、相談する。</li> <li>※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（7ページ参照）</li> <li>発熱等の症状がない場合は、保健所（各区保健センター）と相談の上、疑われ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅待機を行い、保健所の指示に従う。居宅介護支援事業所は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。</li> <li>短期入所においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応をとる。</li> </ul>

	・手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、「感染が疑われる者」と15分以上の接触。				る職員数等の状況も踏まえて対応する。	
--	---	--	--	--	--------------------	--



(感染した者が発生した場合)

	定義	(1)情報共有・報告等	(2)消毒・清掃等	(3)保健所（各区保健センター）の調査への協力等	(4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
<b>感染者</b>	<p>医療機関が特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR等陽性の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等（利用者・職員）に発生した場合、速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有する。</li> <li>・速やかに監査指導部、家族等に報告する。</li> <li>・地域で身近な医療機関及び居宅介護支援事業所に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃。手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等する。</li> <li>・保健所（各区保健センター）の指示がある場合は指示に従う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等に発生した場合、保健所（各区保健センター）の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力する。</li> <li>・可能な限り名簿、ケア記録（検温結果等）、職員の名簿及び勤務表（検温結果等）、面会者のリスト等の情報を速やかに提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則入院する。（症状等によっては保健所（各区保健センター）の判断に従う）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則入院する。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断。</li> </ul>
<b>濃厚接触者</b>	<p>保健所（各区保健センター）が特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者と同室・長時間接触。</li> <li>・適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護。</li> <li>・感染者の気道分泌液等に直接接触。</li> <li>・手で触れることができる距離で必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触。</li> </ul>	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機を行い、保健所（各区保健センター）の指示に従う。</li> <li>・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所（各区保健センター）の指示に従う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機を行い、保健所（各区保健センター）の指示に従う。居宅介護支援事業所は、保健所（各区保健センター）と相談し、生活に必要な（居宅訪問）サービスを確保する。</li> <li>・短期入所においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応をする。</li> </ul>

※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年4月20日暫定版）」により濃厚接触者の定義に変更あり（7ページ参照）。

利用者の状況に応じた対応について【訪問介護・訪問看護等】(居宅訪問サービス)

1. 感染防止に向けた取組

(1) 事業所等における取組	<p><b>(感染対策の再徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行うこと。</li> <li>○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めること。</li> <li>○ 感染者が発生した場合に保健所(各区保健センター)への円滑な協力が可能となるよう、利用者のケア記録(体温、症状等がわかるもの)、直近2週間の勤務表等の記録を準備しておくこと。</li> <li>○ 入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。また、最新情報を収集し、職員等に情報提供すること。</li> <li>○ 厚生労働省で開発を進め令和2年6月19日付でリリースされた「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA: COVID-19 Contact-Confirming Application)」の活用について、職員に周知を行うこと。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html</a></li> </ul> <p><b>(外出)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問介護については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日付老計第10号)において、通院・外出介助</li> <li>・「適切な訪問介護サービス等の提供について」(平成21年7月24日付厚生労働省老健局振興課事務連絡)において、訪問介護員等の散歩の同行が訪問介護費の支給対象となりうる旨お示ししているところ。</li> </ul> </li> <li>○ 訪問介護等における利用者の通院・外出介助や屋外の散歩の同行について制限する必要はないが、「三つの密」の回避、人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。</li> <li>○ 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響を考慮して、対応を検討すること。なお、外出の際は、基本的な感染対策を徹底すること。</li> </ul>
(2) 職員の取組	<p><b>(感染症対策の再徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員及び関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。</li> <li>○ 職員、利用者のみならず、委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、対策を徹底すること。</li> <li>○ なお、マスクの着用については、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等は不適切な状態であるため注意すること。</li> </ul>

	<p>○ 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。</p> <p>該当する職員については、管理者等に報告し、確実な把握を行うよう努めること。</p> <p>ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等含むものとする。</p> <p>○ 発熱や呼吸器症状等により感染が疑われる職員等については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（神戸市ホームページより）」（7 ページ）を参考に、適切に対応すること。</p> <p>○ 職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること。</p> <p>○ 職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。</p>
(3) ケア等の実施時の取組	<p><b>(基本的な事項)</b></p> <p>○ サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し（可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい）、発熱が認められる場合には、適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスを行う事業者等は、保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。</li> <li>・ サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。</li> <li>・ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。</li> <li>・ 可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行うこと。</li> </ul>

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組  
(感染が疑われる者が発生した場合)

	定義	(1)情報共有・報告等	(2)消毒・清掃等	(3)保健所（各区保健センター）の調査への協力等	(4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
<b>感染が疑われる者</b>	<p>施設等が判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある方、②高齢者や基礎疾患のある重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状のある方、③上記以外でも、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合</li> <li>*症状には個人差がありますので、強い症状と思う方はすぐに相談してください。</li> <li>*解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。</li> <li>※PCR等陽性診断が確定前の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等が発生した場合、協力医療機関、地域で身近な医療機関に電話連絡し、指示を受ける。協力医療機関等がない場合は、「新型コロナウイルス専用健康相談窓口（078-322-6250）」に電話連絡し、指示を受ける。</li> <li>・速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有する。</li> <li>・速やかに監査指導部、家族等に報告。</li> <li>・地域で身近な医療機関及び居宅介護支援事業所に報告する。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定に協力するため、可能な限り利用者の名簿、ケア記録（検温結果等）、職員の名簿及び勤務表（検温結果等）等をすぐに提出できるように準備しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で身近な医療機関、「新型コロナウイルス専用健康相談窓口（078-322-6250）」に電話連絡し、指示を受ける。</li> </ul>	
<b>（感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者</b>	<p>施設等が特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「感染が疑われる者」と同室・長時間接触。</li> <li>・適切な防護無しに「感染が疑われる者」を診察、看護、介護。</li> <li>・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触。</li> </ul>	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、「新型コロナウイルス専用健康相談窓口（078-322-6250）」に電話連絡し、相談する。</li> <li>※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（7ページ参照）</li> <li>・発熱等の症状がない場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業所等が、保健所（各区保健センター）と相談し、生活に必要なサービスを確保。その際、保健所（各区保健センター）とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討。</li> <li>・検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点</li> </ul>

	<p>・手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、「感染が疑われる者と15分以上の接触。</p>				<p>合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。</p>	<p>に留意。          ・基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上配慮。          ・サービス提供時は、保健所（各区保健センター）とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底。サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫。          ※サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点は別添（20 ページ）のとおり。</p>
--	---	--	--	--	---	--

(感染した者が発生した場合)

	定義	(1) 情報共有・報告等	(2) 消毒・清掃等	(3) 保健所（各区保健センター）の調査への協力等	(4) 感染者への対応／(5) 濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
<b>感染者</b>	<p>医療機関が特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR等陽性の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等（利用者・職員）に発生した場合、速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有する。</li> <li>・地域で身近な医療機関及び居宅介護支援事業所に報告する。</li> <li>・速やかに監査指導部、家族等に報告する。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等に発生した場合、保健所（各区保健センター）の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力する。</li> <li>・可能な限り可能な限り利用者の名簿、ケア記録（検温結果等）、職員の名簿及び勤務表（検温結果等）等の情報を速やかに提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則入院する。（症状等によっては保健所（各区保健センター）の判断に従う）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則入院する。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状によっては自治体の判断。</li> </ul>
<b>濃厚接触者</b>	<p>保健所（各区保健センター）が特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者と同室・長時間接触。</li> <li>・適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護。</li> <li>・感染者の気道分泌液等に直接接触。</li> <li>・手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触。</li> </ul>	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機を行い、保健所（各区保健センター）の指示に従う。</li> <li>・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所（各区保健センター）の指示に従う。</li> </ul> <p>*基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業所等が、保健所（各区保健センター）と相談し、生活に必要なサービスを確保。その際、保健所（各区保健センター）とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討する。</li> <li>・検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意する。</li> </ul> <p>*基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上配慮する。</p> <p>*サービス提供時は、保健所（各区保健センター）とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底する。サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫をする。</p> <p>※個別ケア等実施時の留意点は別添（20ページ）のとおり。</p>

※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年4月20日暫定版）」により濃厚接触者の定義に変更あり（7ページ参照）。

## 居宅訪問サービス

### <サービス提供にあたっての留意点>

- ・自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しない。
- ・濃厚接触者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応をする。
- ・訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫。やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- ・訪問時には、換気を徹底する。
- ・ケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・体温計等の器具については、消毒用体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭する。
- ・サービス提供開始時と終了時に、（液体）石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指による手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

### <個別のケア等の実施にあたっての留意点>

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施にあたっては以下の点に留意すること。

#### (i) 食事の介助等

- ・食事前に利用者に対し、（液体）石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を実施する。
- ・食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫する。

#### (ii) 排泄の介助等

- ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク使い捨て袖付きエプロンを着用する。

#### (iii) 清潔・入浴の介助等

- ・介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般定な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。

#### (iv) 環境整備

- ・部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭、または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。

## 連絡先（電話番号）

### 1. 新型コロナウイルス専用健康相談窓口（24 時間対応）

（新型コロナウイルス感染症 帰国者・接触者相談センター）

**078-322-6250**

### 2. 救急相談（24 時間対応）

（救急安心センターこうべ 救急相談ダイヤル）

**#7119**

※ダイヤル回線や IP 電話は **078-331-7119**

### 3. 感染者等が発生した場合（「感染症発生状況連絡アプリ」使用が難しい場合）

#### （1）神戸市福祉局監査指導部（平日の 8 時 45 分から 17 時 30 分の間）

・神戸市福祉局監査指導部（居宅通所系） **078-322-6326**

・神戸市福祉局監査指導部（施設系） **078-322-6242**

※土・日・祝日（9 時～17 時） **080-7490-5769**

※陽性者（利用者・職員）の発生状況と人数等をお知らせください。

#### （2）神戸市保健所（各区保健センター）

・お住まいの区および支所の保健センター

・平日の 8 時 45 分から 17 時 15 分の間

・各区および支所 電話番号

東灘区 **078-841-4131**

灘区 **078-843-7001**

中央区 **078-232-4411**

兵庫区 **078-511-2111**

北区 **078-593-1111**

北区（北神区役所） **078-981-5377**

長田区 **078-579-2311**

須磨区 **078-731-4341**

北須磨支所 **078-793-1313**

垂水区 **078-708-5151**

西区 **078-940-9501**

※神戸市では、「感染症神戸モデルにおける感染症発生状況連絡アプリ」を導入しています（令和 3 年 10 月 26 日付神健保保第 7797 号文書参照）。

※陽性者が 1 名以上発生した場合は、「感染症発生状況連絡アプリ」でお知らせください。



## 参考資料等

### 感染症対策

- ・介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)
- ・介護職員にもわかりやすい感染対策の動画まとめページ（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00006.html)
- ・「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019年3月）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/ninchi/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html)
- ・「介護現場における感染対策の手引き」（第2版）（厚生労働省）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>
- ・「介護職員のための感染対策マニュアル」（施設系）（厚生労働省）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>
- ・「介護職員のための感染対策マニュアル」（通所系）（厚生労働省）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678256.pdf>
- ・「介護職員のための感染対策マニュアル」（訪問系）（厚生労働省）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678257.pdf>
- ・「感染対策普及リーフレット」（厚生労働省）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678258.pdf>

### 相談・受信の目安

- ・「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」  
（令和2年5月11日厚生労働省子ども家庭局総務課少子総合対策室ほか連名事務連絡）

### オンライン面会

- ・「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」  
（令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡）
- ・「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」  
（令和2年5月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

### 廃棄物処理

- ・「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）
- ・「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2年9月）  
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual1.pdf>  
[http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/202009corona\\_guideline.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf)

## その他

- ・「新型コロナウイルス感染症感染予防ポスターの活用について」（兵庫県）

### ※6種類のポスターPDF

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html>

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai01\\_2.pdf](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai01_2.pdf)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai02.pdf>

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai03.pdf>

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai04\\_1.pdf](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai04_1.pdf)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai05.pdf>

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai06.pdf>

- ・「専門家による感染予防のポイント（チェックリスト版）について」（兵庫県）

### ※クラスターが発生した施設等に派遣された感染症管理の専門家による指摘事例

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html>

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/betsuten4.pdf>